

# 公 売 公 告 兼 見 積 価 額 公 告

公売公告第7号  
令和5年10月6日

国税徴収法第95条の規定により差押財産を公売することを公告します。  
国税徴収法第99条の規定により見積価額を公告します。

太田市長 清水 聖 義 印

公売財産の種類	普通自動車
公売財産の表示	別紙のとおり
公売参加申込期間	令和5年10月6日(金)午後1時から令和5年10月24日(火)午後11時まで
入札期間	令和5年10月30日(月)午後1時から令和5年11月1日(水)午後11時まで
公売の場所	紀尾井町戦略研究所株式会社が提供するインターネット公売システム上
公売の方法	期間せり売り(売却区分ごとに売却する。)
売却決定日時	令和5年11月9日(木)午前10時
売却決定場所	太田市役所 総務部 収納課(紀尾井町戦略研究所株式会社が提供するインターネット公売システム上)
買受代金の納付期限	令和5年11月9日(木)午後2時30分まで
見積価額	別紙のとおり
公売保証金	別紙のとおり
配当を受ける権利の申し出	この公売財産の換価代金について配当を受けることができる質権・抵当権・先取特権・留置権等の権利を有する者は、売却決定をする日の前日までに、債権現在額申立書により、その内容を太田市役所 総務部 収納課に申し出てください。
買受人の資格その他の要件	次のいずれかに該当する方は公売への参加及び財産を買い受けることができません。 1 国税徴収法第92条又は第108条第1項に該当する方 2 太田市が定めるインターネット公売ガイドライン及びKSI官公庁オークションに関連する規約・ガイドラインの内容を承諾せず、順守できない方 3 公売財産の買受について一定の資格、その他の条件を必要とする場合でこれらの資格を有していない方 4 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団員等に該当する方 5 太田市暴力団排除条例第2条に規定する「暴力団」、「暴力団員」又は「暴力団員等」に該当する方 6 18歳未満の方(ただし、その親権者などが代理人として参加する場合を除く。) 7 日本語を完全に理解できない方(ただし、その代理人が日本語を理解できる場合を除く。) 8 日本国内に住所、連絡先がいずれもない方(ただし、その代理人が日本国内に住所又は連絡先がある場合を除く。)
その他の事項	1 公売財産の買受申込をしようとする方(以下「入札者等」という。)は、公売参加申込期間中に所定の公売参加申込手続が必要です。 2 公売保証金の納付を要する公売財産についての買受申込は、その納付後でなければできません。公売保証金の納付方法は、入札者等(入札者等が法人の場合は該当法人代表者)名義のクレジットカード(VISA、マスターカード、JCB、ダイナースカード及びアメリカンエクスプレスカードのマークがついているクレジットカードに限る。)による納付に限ります。 3 せり売りに係る買受申込は、せり売り期間中であれば何度でもできます。一度行った買受申込は、変更又は取消しができません。 4 見積価額以上の入札者等のうち、最高価額で入札した者を最高価申込者に決定し、売却決定を行います。 5 最高価申込者の売却決定は、買受申込の金額により行います。 6 公売財産の引渡しは、引渡しの際の現状有姿で行います。 7 権利移転及び危険負担の移転の時期は、買受人が買受代金を全額納付した時とします。したがって、その後に発生した財産の棄損、焼失等による損害は買受人の負担となります。 8 権利移転に費用を要する場合、その費用は買受人の負担となります。 なお、公売財産の権利移転につき登記(録)を要するものについては、買受代金納付後速やかに権利移転に伴う費用(登記(録)嘱託書の郵送料)を提出してください。 9 最高価申込者の決定前に公売財産に係る滞納金額の完納の事実が確認されたとき、その他必要と認めるときは公売を中止します。 10 買受代金の納付前に公売財産に係る滞納金額の完納の事実が確認されたときは、最高価申込者の決定又は売却決定を取り消します。 11 買受代金を買受代金納付期限までに納付しないときは、売却決定を取り消し、公売保証金の納付がある場合、公売保証金は没収となります。 12 紀尾井町戦略研究所株式会社が提供するインターネット公売システム等の不具合等により公売を中止することがあります。 13 太田市は公売財産の財産の種類又は品質に関する不適合についての担保責任を負いません。

## 別紙

売却区分番号	太5-6	見積価額	金200,000円
		公売保証金	金20,000円
財産の内容	財産の表示		
	財産名	シトロエン C5	
	車両番号	群馬302 太 ****	
	登録年月日	令和2年9月1日	
	初度登録年月	平成21年8月	
	自動車の種別	普通	
	用途	乗用	
	自家用・事業用の別	自家用	
	車体の形状	ステーションワゴン	
	車名	シトロエン	
	車台番号	VF7-*****	
	型式	ABA-X7RFJ	
	乗車定員	5人	
	車両重量	1690kg	
	車両総重量	1965kg	
	長さ	484cm	
	幅	186cm	
	高さ	149cm	
	前前軸重	1010kg	
	後後軸重	680kg	
	原動機の型式	RFJ	
	総排気量又は定格出力	1.99L	
	燃料の種類	ガソリン	
	型式指定番号	-	
	類別区分番号	-	
	有効期間の満了する日	令和6年9月4日	
財産の状況等	基本情報		
	ミッション	オートマチック	
	グレード名	ツアラー2.0	
	車体の色	グレー	
	走行距離	176,604km(令和5年9月28日時点)	
	付属品	スマートキー2個、自動車検査証、自動車損害賠償責任保険証、取扱説明書、整備手帳、整備記録簿、ユーザーマニュアル	
	車両等の状況		
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和5年9月28日時点でエンジンの始動を確認しました。</li> <li>・ルーフ部分にルーフキャリアが取り付けられています。</li> <li>・外装部全般にキズ、汚れ、サビなどの劣化等があります。</li> <li>・バックドアの右側に小さいへこみがあります。</li> <li>・左側リアフェンダーにキズがあります。</li> <li>・フロントグリルの右側にキズがあります。</li> <li>・エアコンのかかりが弱くなっています。</li> <li>・オートマチックトランスミッションがP(パーキング)に入りません。 N(ニュートラル)でエンジンの始動、停止その他駐停車等を行います。</li> <li>・カーナビゲーションシステム、ドライブレコーダー、ETC車載器は未装備です。</li> </ul>		

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ライト類の灯火等は確認していません。</li> <li>・事故歴・修復歴については不明です。</li> <li>・内部に砂埃等の汚れがあります。</li> </ul>
<p>注 意 事 項</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本市は公売財産の種類又は品質に関する不適合についての担保責任を負いません。</li> <li>・公売財産(現状有姿)が道路運送車両の保安基準を満たしているか不明です。</li> <li>・権利移転及び危険負担の移転の時期は、買受代金を納付したときとします。その後に発生した生じた財産の棄損、焼失等による損害の負担は買受人が負うことになります。</li> <li>・買受代金納付時の状況(現状有姿)で引き渡します。</li> <li>・公売物件の引渡しは原則として太田市所有の倉庫(市内)で行います。公売財産の運送等を行いません。</li> <li>・買受代金納付時に物件を引き取らない場合には「保管依頼書」の提出が必要です。</li> <li>・権利移転(名義変更)手続については、買受人本人が「使用の本拠の位置」を管轄する運輸支局又は自動車検査登録事務所に車両を持ち込み行ってください。ただし、権利移転に必要な一部の書類は本市が準備します。</li> <li>・自動車税環境性能割は、買受人自ら申告、納税してください。</li> <li>・引渡し及び権利移転に伴う費用は全て買受人の負担となります。</li> <li>・太田市暴力団排除条例第2条に規定する暴力団、暴力団員などは、公売へ参加することができません。なお、参加者情報に基づき、暴力団関係の有無を関係機関に照会することがあります。</li> </ul>

問 い 合 わ せ 先

太田市役所 総務部 収納課 特別滞納整理係  
電話 0276-47-1935(直通)